

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大泉町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県大泉町長

公表日

令和5年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法等に基づき、届出により国民健康保険の資格の得喪や被保険者証、資格証明書、高齢受給者証、限度額適用認定証などの各種証明書の交付、高額療養費、療養費、出産育児一時金、葬祭費などの各種給付、統計処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①被保険者の資格の得喪及び異動処理並びに当該処理に基づく資格管理に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証など各種証明書の交付に関する事務 ③高額療養費、療養費、出産育児一時金、葬祭費など各種給付に関する事務</p> <p>国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務の一部を国民健康保険団体連合会に委託して実施しているため、国民健康保険団体連合会に被保険者の資格異動データ及び高額療養費該当回数に関するデータを提供している。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 次期国保総合システム 国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、44の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第25条、第25条の2、第26条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民経済部 住民課、国民健康保険課
②所属長の役職名	住民課長、国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民課 〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 電話0276-63-3111 国民健康保険課 〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 電話0276-63-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民課 〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 電話0276-63-3111 国民健康保険課 〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 電話0276-63-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項	1. 番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項	事後	
平成28年10月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	住民経済部 住民課、健康推進部 国保介護課	住民生活部 住民課、健康推進部 国保介護課	事後	
平成28年10月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民課長 糸井 昌信、国保介護課長 青木 宜尚	住民課長 萩口 由恵、国保介護課 岩瀬 和重	事後	
平成29年5月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民課長 萩口 由恵、国保介護課 岩瀬 和重	住民課長 萩口 由恵、国保介護課 長谷川 久仁子	事後	
平成29年5月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年5月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、届出により国民健康保険の資格の得喪や被保険者証、資格証明書、高齢受給者証、限度額適用認定証などの各種証明書の交付、高額療養費、療養費、出産育児一時金、葬祭費などの各種給付、統計処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格の得喪及び異動処理並びに当該処理に基づく資格管理に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証など各種証明書の交付に関する事務 ③高額療養費、療養費、出産育児一時金、葬祭費など各種給付に関する事務	国民健康保険法等に基づき、届出により国民健康保険の資格の得喪や被保険者証、資格証明書、高齢受給者証、限度額適用認定証などの各種証明書の交付、高額療養費、療養費、出産育児一時金、葬祭費などの各種給付、統計処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格の得喪及び異動処理並びに当該処理に基づく資格管理に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証など各種証明書の交付に関する事務 ③高額療養費、療養費、出産育児一時金、葬祭費など各種給付に関する事務 国民健康保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 次期国保総合システム 国保情報集約システム	事後	
平成30年5月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	国民健康保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 次期国保総合システム 国保情報集約システム	事後	
平成30年5月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	住民生活部 住民課、健康推進部 国保介護課 住民課長 萩口 由恵、国保介護課 長谷川 久仁子	住民経済部 住民課、国民健康保険課 住民課長 萩口 由恵、国民健康保険課長 青木 宜尚	事後	
平成30年5月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	住民課 〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 電話0276-63-3111 国保介護課 〒370-0523 群馬県邑楽郡大泉町吉田2465番地 電話0276-55-2632	住民課 〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 電話0276-63-3111 国民健康保険課 〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 電話0276-63-3111	事後	
平成30年5月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ 連絡先	住民課 〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 電話0276-63-3111 国保介護課 〒370-0523 群馬県邑楽郡大泉町吉田2465番地 電話0276-55-2632	住民課 〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 電話0276-63-3111 国民健康保険課 〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 電話0276-63-3111	事後	
平成30年5月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住民課長 萩口 由恵、国民健康保険課 青木 宜尚	住民課長、国民健康保険課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	1万人以上10万人未満 平成30年4月1日時点	1,000人以上1万人未満 平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策		追記	事後	
令和2年9月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、44、45の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 【情報照会の根拠】 第25条、第26条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第25条、第26条	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第25条、第26条	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、44の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第25条、第25条の2、第26条	事後	
令和4年3月8日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月8日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和5年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、44の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第25条、第25条の2、第26条	1. 番号法第19条第8号 別表第二、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、44の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第25条、第25条の2、第26条	事後	
令和5年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	